第3号様式（基準第11条第3項）

下水道事業協力金減免決定（申請却下）通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

館山市長　　　　　　　　印

　　　　　年　　月　　日受理した下水道事業協力金減免申請について，次のとおり決定したので，館山市公共下水道事業協力金に関する基準第11条第3項の規定により通知します。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 大字 | 小字 | 地番 | 地目 | 地積  （㎡） | 決定区分 | 減免率  （％） |
|  |  |  |  | . |  |  |
| 決定理由 |  | | | | | |
|  |  |  |  | . |  |  |
| 決定理由 |  | | | | | |

※　減免の理由が消滅したときは，速やかに届け出てください。

※１　この決定に不服がある場合は，この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に，館山市長に対して審査請求をすることができます（なお，この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても，この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この決定については，この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に，館山市を被告として（訴訟において館山市を代表する者は館山市長となります。），処分の取消しの訴えを提起することができます（なお，この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても，この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

　　ただし，上記１の審査請求をした場合は，当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に，処分の取消しの訴えを提起することができます。

※　この通知書についてのお問い合せは

〒294-　　　　　　千葉県館山市

館山市　　　　　　　　　　　　℡